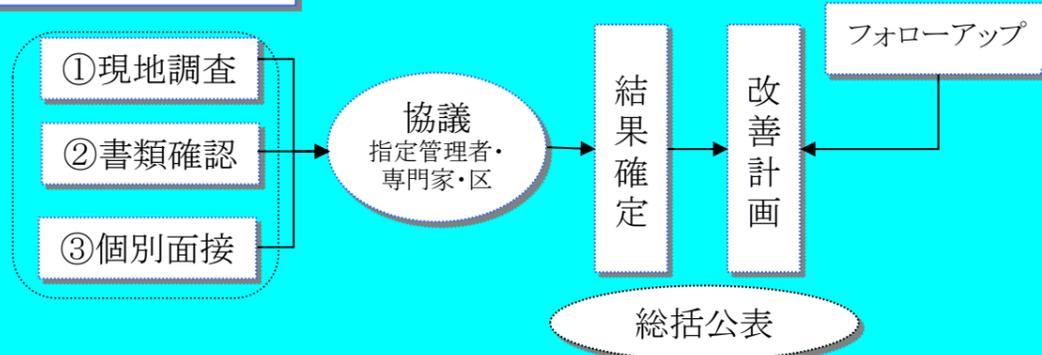


令和元年度 岩本町ほほえみプラザ 労働環境モニタリング

1 労働環境モニタリングの概要

- 対象：岩本町ほほえみプラザ
- 方法：社会保険労務士による現地確認、書類審査、施設長・事務管理者面接、従業員面接
- 実施時期：令和2年1月17日、21日
平成31年度に新たに指定管理者になって1年目

2 モニタリングの流れ



3 モニタリングの視点

- (1) 職員の処遇・勤務形態等
職員名簿や出勤簿等の法定帳簿、雇用契約等に不備はないか。
- (2) 職員の身分の安定性
労働時間、休暇、賃金等の管理、36協定をはじめ労使協定は適正か。
- (3) 職員の労働環境・安全衛生
就業規則の整備、健康診断の実施や産業医選任などの安全衛生管理は適正か。
- (4) 外国人労働者・障害者等関係
外国人雇用、障害者雇用、高齢者雇用は適正か。

4 結果(指摘事項と改善策)

(1) 職員の処遇・勤務形態等

- 労働条件通知書、賃金台帳、労働者名簿の法定帳簿は完備され、労働者名簿も勤務形態別に作成されている。ただし、システム上の問題で、法定帳簿の一部や職種欄が空欄である。また、退職区分が「その他」になっている者があり、何を指すのか不明である。賃金台帳では、法定事項の記載が曖昧なものがあり、システム上の改善が必要である。
⇒ システムの改善を図っていく。
- 食事担当部署：当日シフトに入っている職員が急遽欠勤になった場合の対応の検討が必要である。
⇒ 法人内の施設間で職員の調整を行い、対応する。
- 契約：法定記載事項を記載した労働契約書で適正に交わされており、パート等有期雇用契約の契約更新手続きも適正に行われている。
- 退職管理：最近解雇の事実もなく適正に管理されている。
- 派遣社員：現在いない。

(2) 職員の身分の安定性

- 労働時間管理：タイムカード及び残業申告・承認制に基づき適正に労働時間管理を行っている。残業代の支払いに関しても労働基準法を遵守している。勤務体制は1か月単位の変形労働時間制を採用し、勤務割表も前月中に作成し周知している。また、ほとんど残業や休日出勤はない状況である。
- 休暇：法人休暇という特有の有給休暇が年間12日間付与されており、法定の有給休暇より優先して消化している。これにより年次有給休暇自体の取得率は低いものの、この法人休暇の取得をしていることから休暇を多く取ることが出来ており、労働者にとっては良い環境であると考えられる。ただし、部署によっては取得しづらい部署も見受けられるため、平等に取得出来る環境作りが求められる。
- 宿直業務：施設内に宿直室や休憩室を設けており十分に仮眠・休憩できる状況にある。夜間の労働者の人数も確保しており特に問題はない。
- 育児休業・介護休業：ここ最近の実績はない。
- 社会保険及び労働保険：諸手続きは概ね良好であり、書類も整備されており特に問題ない。

(3) 職員の労働環境・安全衛生

- 就業規則：「正規職員」「準職員」に区分されており、それぞれ法遵守の下に適正に規定され、執行されている。
- 安全衛生管理体制：衛生管理者・産業医とも選任されており、衛生委員会も適正に行われ、議事録が保存されている。

(4) 外国人労働者・障害者等関係

外国人労働者の実態はない。障害者は1名雇用している。

5 モニタリング結果の活用

- 結果は、事業者へ通知し改善報告を求めるとともに、区ホームページ上で公表している。
- モニタリング結果を基に、労働環境を見直し、安全・安心な職場づくりと職員の働きやすさに繋げていく。